

令和6年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

令和6年12月18日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	7 番	嶋 田 善 行
8 番	井 上 卓 也	9 番	横 田 敏 文
10 番	宮 崎 和 彦	11 番	濱 眞理子
12 番	木 澤 正 男	13 番	奥 村 容 子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係 長	吉 川 也 子
--------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 巻 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中 尾 歩 美	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中 原 潤	国保医療課長	猪 川 恭 弘
都市建設部長	上 田 俊 雄	都市創生課長	福 居 哲 也
上下水道課長	岡 村 智 生	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本 庄 徳 光		

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日 程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程1. 選挙第2号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙について

追加日程2. 発議第3号 軽度・中等度聴覚障がい児の補聴器購入助成制度の
改善を求める意見書について

追加日程3. 議会運営委員会の先進地視察について

追加日程4. 研修会への参加派遣について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前 9 時 3 0 分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程 1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

4 番、小城委員長。

○建設水道常任委員長（小城世督君） おはようございます。

開会中の 12 月 9 日に開催いたしました建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに付託議案についてです。議案第 59 号 令和 6 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、本議案は、人件費及び水道事業一体化に伴う資産整理による除却費の補正を行うもので、水道事業費用の既決予定額に 98 万 9 千円を増額補正することなどについて説明がありました

審査においては、委員より、職員の内部異動の影響や、過去に式典費用が資産に計上されていた理由について質疑があり、理事者より答弁されています。審議の結果、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 60 号 令和 6 年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、本議案は、人件費および企業債償還金利息の補正を行うもので、下水道事業収益及び下水道事業費用の既定予定額に、それぞれ 35 万 1 千円を増額補正することなどについて説明があり、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 61 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、本議案は、公募型プロポーザル方式により選定された事業を指定管理者に指定し、当該施設の管理等を行わせようとするものであります。

審査においては、委員より、公募型プロポーザル方式の理由や実施時期、可決や否決となった場合の対応、候補者選定の理由、観光協会等との関係性、新規事業提案など、さまざまな質疑があり、理事者より答弁されています。本案につきましては、賛否の討論の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。なお、それぞれ反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところですが、本日の本会議において討論の申し出

がありますので、割愛させていただきます。

次に、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、本件では、いかるがパークウェイの進捗状況として、「興留地区他改良工事」や「イツボ川の函渠他整備工事」の工期および契約状況が報告されました。また、電線共同溝設置工事の発注予定や、予算の確保に向けた要望活動の状況についても説明がありました。審査においては、委員より、発掘調査の変更点や工期について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、各課報告事項について、一点目 議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、都市建設部が所管する内容について報告がありました。委員からの質疑はなく、報告を受けたことを確認しました。二点目 三代川河川改修工事について、三代川河川改修工事において、工事期間中の迂回路の変更に関する報告がありました。当初予定していた左岸道路の使用が、安全上の理由から広域迂回へ変更になったものです。委員より、資料に記載されていない部分の広域迂回ルートについて質疑があり、理事者より答弁されています。三点目として三室井堰改修に伴う地元負担について、9月の当委員会で質疑があった三室井堰改修工事における費用負担割合の変更について報告がありました。従来の負担割合を見直し、土地改良事業の改修を促進するため、町の負担を5%増額し、国50%、県5%、町27.5%、地元17.5%とする内規改正が行うと報告がありました。委員より、金額についての質疑があり、理事者より答弁されています。

四点目として 水道事業の県域一体化について、第6回奈良県広域水道企業団設立準備協議会において、設立後の副企業長の人選、給与案、例規案、スケジュール等について報告がありました。

口頭報告として文化振興センターの指定管理者の指定について、斑鳩町文化振興センター（いかるがホール）の指定管理者について、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き選定する方針であり、指定期間は3年間で、令和7年3月議会で議案が上程される予定であると報告がありました。以上で、各課報告事項については終わりました。

その他で、私から相談として、令和7年4月から当委員会の継続審査案件について、次回の委員会までに委員各自で検討いただくよう依頼しました。

最後に、継続審査の取り扱いについてを確認し、建設水道常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査概要でございます。詳細につきましては会議録に整理しますので、ご覧いただきますようお願い申しあげまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

１番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君） それでは、開会中の１２月１０日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

初めに本委員会に付託されました５議案のうち、４議案は、すべて満場一致で原案通り可決すべきものと決しました。また、陳情第２号については、満場一致で、採択すべきものと決しましたことをご報告いたします。

まず、議案第５２号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、保育サービスを利用する多子世帯の子育て支援のさらなる充実をはかるため、同時在園の第２子の保育料を無償化すること、また、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を国基準の保育料の８０パーセントの額とするため、本条例において所要の改正を行うとのことでした。委員より第８階層の所得について、また影響する世帯数について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第５３号 令和２年度マスクの取得（追認）について、新型コロナウイルス感染症予防対策として、町民に対して配布したマスクについて、議会の議決を経て取得すべきところを、議会の議決を経ずに取得していたため、追認の議決をお願いするものでありました。委員より契約方法について、他の事案の有無について、緊急時の議決方法について質疑があり、理事者より答弁されています。

議案第５７号 令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、１，９６８万１千円を減額し、歳入歳出それぞれ、２８億４８４万円とするとのことでした。委員より減額補正の内容について質疑があり、理事者より答弁されています。次に、議案第５８号 令和６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億２，７９９万４千円を追加し、歳入歳出それぞれ２８億８，１３８万４千円とするものとし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９８万２千円を増額し、歳入歳出それぞれ１，８９５万円とするものでした。委員より退手組合負担金の減額について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、陳情第２号について、軽度・中等度聴覚障がい児への補聴器購入助成制度につ

いて、制度対象者を示す説明文言の変更、購入助成対象項目の見直し、助成制度にある所得制限の撤廃などを奈良県へ要請されたいとのことでした。委員より陳情の内容の現状確認について質疑があり、事務局より答弁されています。陳情第2号については、満場一致で採択すべきものと決し、委員会発議で意見書を本会議に提出することとなりました。

次に、継続審査、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、戸別収集モデル事業に係る進捗状況等について、現在、戸別収集モデル事業候補地域であります23自治会を訪問し、事業概要等の説明を行い、モデル事業への参加意向について確認を行っているとのことでした。また、町全域での戸別収集を考える中で、コストメリットを得ることが難しい状況が想定されることから、小袋による生ごみ排出から、バケツなどの容器による排出に変更し、収集業者と協議調整を進めているとのことでした。今後の予定としては、年内にはモデル事業自治会区域内各世帯への事業周知チラシのポスティングを行い、年明けには、町広報紙等により、戸別収集モデル事業の実施について、周知を行うとのことでした。委員より、生ごみバケツやカラス対策等について、モデル事業の参加自治会について、車が入れない地域の収集方法について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、各課報告事項について、議案第56号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、住民生活部が所管する内容について、説明がありました。

二つ目として、環境対策課より、塵芥収集車エンジンストールに伴う損害賠償請求について説明がありました。委員より今後のスケジュールについて質疑があり理事者より答弁されています。

また、口頭報告のひとつ目として、国において、低所得世帯に対する給付金について、国の補正予算が成立し、制度詳細が確定したら、できる限り早く支給を行うため、補正予算の専決処分により対応させていただきたいと報告がありました。二つ目として、令和6年度第2回奈良県国民健康保険市町村連携会議が、令和6年12月4日に開催され、令和7年度の仮算定では、統一保険料率の改定を要しないとの報告がありました。

以上が当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますのでご覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

2 番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、開会中の 12 月 11 日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました 9 議案のうち、8 議案については満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。残り 1 議案の陳情第 1 号については、継続審査にすべきものと決したことをご報告します。

議案第 48 号と議案第 49 号は、関連する議案ですので、一括議題として審議することになりました。

議案第 48 号、斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてです。文化財の計画的な保存及び活用の更なる推進を図ることを目的として、文化財に関する事務を教育委員会から町長部局に移管し、町長部局が所管する景観、まちづくり、観光振興等に関する施策と総合的かつ一体的に取り組むこととすると説明がありました。

議案第 49 号、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてです。機能的な組織の構築を図り、更に効率的かつ効果的な行財政運営を推進するとともに、多様化する住民ニーズに対して、より質の高い行政サービスを提供することを目的として、本町の行政組織機構を再編することに伴い、本条例について所要の改正を行うものと説明がありました。委員より、条例改正の影響について、委員会所管の変更についての質疑があり、理事者より答弁されています。

議案第 50 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてです。すこやか斑鳩・スポーツセンターにおける時間区分等の見直しを行い、施設の利用促進を図るとともに、空調設備の整備に伴う設備使用料の設定及びスポーツ施設における町外在住者の利用に係る料金設定の導入等を行うと説明がありました。委員より、夏場等の空調設備利用について、利用者の意向について、町外利用についてなどの質疑があり、理事者より答弁されています。

議案第 51 号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例についてです。委員より、時間区分について、使用料についての質疑があり、理事者より答弁されています。

議案第 54 号と議案第 55 号は関連する議案ですので、一括議題として審議することになりました。また、各課報告事項の 1. 町議会の議決を経ずに取得した財産に係る再発防止策についても関連しますので、あわせて理事者の説明を求めました。

議案第 54 号 令和 2 年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について

（追認）、議案第５５号 令和６年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について（追認）です。議会の議決を経ずに、契約を締結し、財産の取得を行っていたことが判明したものであり、財産の取得に係る契約の法的効力を確保するため、追認の議決をお願いするものと説明がありました。

また、再発防止策について、契約手続きに係る標準的な解釈・指針を示すものとして、「契約事務の基本」となる手引きを作成し、職員全員に周知すること、事業担当課は、今回新たに作成する「契約事務に係る確認項目リスト」に基づき事務を進めると報告がありました。委員より、財産の定義についてなどの質疑があり、理事者より答弁されています。

議案第５６号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）についてです。本年の人事異動等による人件費の補正などと説明がありました。委員より、当初見積もりについての質疑があり、理事者より答弁されています。

議案第６２号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてです。奈良広域水質検査センター組合が解散されることに伴い、当組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、規約の一部を変更する必要があるためと説明がありました。委員より、質疑等はありませんでした。

陳情第１号 斑鳩町下司田池の管理についてです。南海トラフ地震が起こった場合、火災の消火にため池の水が使用されるため、消火に必要な水位の調査検討や、漏水箇所やひび割れ箇所等の修理の検討及び自然環境を守りつつ安全安心にあるためにはどうすれば良いかを検討し、ため池として存続をお願いしたいとの陳情です。委員より、ため池の利用目的について、巨大地震発生時の被害について、耐震化の緊急性について、火災時のため池の必要性についてなどの質疑があり、理事者より答弁されています。

審議の結果、陳情者以外の下司田池付近の他の自治会の意向が分からないとの意見があり、早急に結論を出さず、委員それぞれが、さまざまな住民の意見を聞くなど、十分に調査研究した上で慎重審議し、結論を出したいということで、当委員会として、継続審査にすることになりました。

次に、継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、藤ノ木古墳発掘調査４０周年プレイベント「大和の大型横穴式石室の被葬者像にせまる」の関連行事について、二つ目に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会について報告がありました。委

員より、質疑等はありませんでした。

次に、各課報告事項として、２．斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について報告がありました。委員より、質疑等はありませんでした。３．投票区及び投票所の指定の変更について報告がありました。委員より、龍田西地区地域交流館への車の出入りについての質疑があり、理事者より答弁されています。４．地域交流館整備計画の見直しと、地域集会所施設整備等補助金制度の充実について報告がありました。委員より、質疑等はありませんでした。

次に、口頭報告として、消防関係の年末年始の行事について報告がありました。委員より、質疑等はありませんでした。

次に、その他について、私より、現在の継続審査案件である「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて」は、当委員会の所管ではなくなることから、新たな継続審査案件を当委員会で審議するため、次回の委員会までに各自、検討することをお願いしました。委員より、新たな継続審査案件の審議方法について質疑があり、議会事務局から答弁されています。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第４８号 斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４８号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第４９号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第50号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第51号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第52号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第53号 令和2年度マスクの取得について（追認）をお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第54号 令和2年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得につ

いて（追認）をお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５４号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第５５号 令和６年度斑鳩町立小学校教師用教科書及び指導書の取得について（追認）をお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５５号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第５６号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５６号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第５７号 令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５７号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第５８号 令和６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５８号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第５９号 令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５９号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第６０号 令和６年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第１号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第６０号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第６１号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

５番、伴議員。

○５番（伴吉晴君） 議案第６１号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての議案について、反対する立場から話をさせていただきます。

今の私の気持ちとしては反対するというより、本心からいきますと、心配するというのが、正しい日本語じゃないかなと、そのように自分自身の心の中を見えています。

その心配、なぜ心配するんかというのは何点かございます。まずは、今回の公募型プロポーザル選定ですが、やはり２件の申し込みがあって、そして今回、株式会社呉竹荘さんが指定されたというように委員会でも説明を聞きました。たぶんこれは、委員会では話は出ませんでした。今まで管理されていた観光協会が相手やったん違うかなと私は思っております。やはりひとつ言えば、株式会社と一般社団法人、今後このいセン

ターを管理するのは、どういう会社形態になるのかわかりませんが、プロポーザルの段階で株式会社と一般社団法人を比べるというのは非常に難しい。これについては、やはり理事者側の非常にこれから新しいものにしていこう、観光、斑鳩の観光をより良いものにしていこうという気持ちは、私もよくわかっています。だけど、やはりこの片方は利益を上げ、そして出資者に分配するシステムになっているのが株式会社です。一般社団法人は、収益事業はすることはできますが、利益を配分すること、そういうことは禁止されています。公益性が強いです。その代わり、安定性があります。だから非常にこれ比べるのが難しいところがある、この二つでプロポーザルになったと、非常に難しかったやろなど。何をこの話を最初にしたかといいますと、いずれホテルが、この呉竹荘さんとこれとは、切り離せないんですよ、同じ会社だから。iセンターの管理をされる呉竹荘さん、やはりホテル経営が実質的なメインになってくると思います。その時にホテル経営されてから、どちらかというところの形、いろいろ斑鳩町の観光のタイミング、議案のタイミングがその時のほうが私はよかったんじゃないかという心配をしているのがひとつ目です。やはり今のインバウンドの状況を見ますと、近隣諸国、非常に日本との関係も急激に流動的になっている、こういう部分があります。別に近隣諸国以外のところでも国際情勢、非常に世界中が不安定なタイミングです。その時に非常にウエイトが高いインバウンド、この辺りがホテル経営にどう影響するやろということを感じざるを得ない状態です。これがひとつ非常に民間だから、だから心配してしまう、だから管理されるのはどういう管理形態にされるのか今後ということは書いてありましたんで、それについてはわかりませんが、基本的に母体は株式会社と、私も商売をしておりますんで、その難しさ、そこで8年というこの期間ですね、いきなり8年というのはやはり非常に難しい、これは先ほど言った民間会社というのは、非常に経済の影響を受けてしまいます。これがなかなか厄介です。しようと思ってもできない、そういうこともあるやわかりません。やはりこの私話してるのは、斑鳩町の未来について、これは誰もわからない、たぶん理事者側もこれが最善という形で議案書を出してこられていると思います。だけど、私感じるのは、やはり安定性のほうが今、大切なんじゃないだろうか。あと3年後でもよかったんじゃないだろうか、そのような思いが私自身にあるからです。この辺りの非常に心配しているということを皆さんにお話しさせていただいて、私の反対意見とさせていただきます。

どうも、ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

９番、横田議員。

○９番（横田敏文君） 議案第６１号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

当施設の指定管理者の指定については、平成１８年度以降、単独での選定手続きをおこなっていましたが、今回の議案では、民間活力を施設運営や観光振興に活用するため、行政改革的な観点から公募型プロポーザル方式による選定手続きが新たに実施されております。この選定方法のメリットとしては、価格面だけでなく、企画内容や提案者の将来性なども含め、優れた事業者の選定が可能ながあり、この適切な運用には、各提案者の戦略や技術などの企業秘密の保護は必要不可欠であります。

このことから、本議案は、町が設定した選定基準である、民間の経営ノウハウや観光ＤＸの活用、施設利用や観光誘客の促進に向けた取組みなどについて、町が総合的に審査し、最も優れていると判断された「法隆寺ｉセンター管理運営グループ」の適否を判断するものと考えます。

それを踏まえまして、この事業者の提案内容をみますと、公募目的の期待水準を超えるものであり、当施設の指定管理者としての能力を十分有しているものと思われます。

その具体的な理由としましては、まず、他自治体での観光関連施設における指定管理の実績を複数有し、その経験を生かしながら、明確な目標をもって、施設利用の促進やサービス向上、観光商品の開発、観光ＤＸへの対応など数多くの取組みが計画をされております。経費面においても、喫茶コーナーなどの事業収益の確保に努め、これまで増加傾向にあった指定管理料を、段階的に縮減していく収支計画となっており、将来的に町の財政負担の軽減が期待できる内容でありつつも、その上でさらに、新規事業への投資を一定額確保し、観光事業を充実していく計画となっております。

公募の導入時期が性急との指摘もありますが、来年度に開催される大阪・関西万博を契機とした訪日観光客等の増加や、令和８年３月のマルシェ・宿泊施設の開業など、町を取り巻く動向に柔軟に対応するため、法隆寺ｉセンターの受け入れ体制の強化に、迅速に町が取り組んだ結果であり、また、期間的にみましても、必要な手続きを踏んだ上で、その周知や公募期間の確保に努められたものと判断をしております。

以上のことから、公募目的に掲げられた持続可能な観光地域づくりの実現が十分期待できるものであり、周辺地域への波及効果や長期的な視点から、町の賑わいづくりや地域経済の活性化に寄与するものと考えられることから、本議案に賛成するものであります。

町におかれましては、事業計画の進捗状況等を定期的に確認し、本事業に取り組まれることをお願いし、私の賛成意見といたします。

議員皆さまのご賛同、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、議案第 6 1 号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第 6 2 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 2 号については、満場一致で可決されました。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております

追加日程 1. 選挙第 2 号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙について、追加日程 2. 発議第 3 号 軽度・中等度聴覚障がい児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程 1. 選挙第 2 号と、追加日程 2. 発議第 3 号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 1. 選挙第 2 号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

選挙の方法は、投票による選挙と指名推選による選挙があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定しました。

奈良県広域水道企業団議会議員には、木澤正男議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました木澤議員を、奈良県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって木澤議員が奈良県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました木澤議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項に基づき当選の告知をします。

次に、追加日程2．発議第3号 軽度・中等度聴覚障がい児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、溝部委員長。

○1 番（溝部真紀子君） 発議第3号について説明させていただきます。

はじめに議案書を朗読いたします。

発議第3号

軽度・中等度聴覚障がい児の補聴器購入助成制度の

改善を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和6年12月18日提出

厚生常任委員会

委員長 溝部 真紀子

それでは意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。軽度・中等度聴覚障がい児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書。軽度・中等度難聴児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有しています。軽度・中等度という言葉であっても、深刻でないとは言えません。

軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度は、国としては確立しておらず、各自治体の努力により支援されています。一方で、障害者総合支援法では自己負担割合がおおむね1割であり、特殊な補聴器に対する助成も特例的に認められていることと比較すると、軽度・中等度難聴児については療育者の費用負担が大きいと言えます。

奈良県における補聴器購入助成制度については、対象児童となる要件のうち、「両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満である者」という文言は、本来制度の対象となる一側性難聴は対象外と受け取られ、必要な支援が届かない場合が考えられます。

また、補聴器を装用するためには補聴器とは別に耳あて等（耳あて、耳穴型シェル）が必要であり、身体の成長が著しい幼児期から青年期においては、幼児期なら半年に1回、小学生なら1年に1回の頻度で作り直しが必要とされています。加えて、昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき補聴器内部にさびが発生し不具合が生じることも頻繁にあり、この修理費なども負担となっています。

さらに、クロス補聴器は、特に言語習得期の幼児期や、小・中・高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の一側性難聴児童・生徒にとって有用な機器とされていますが、現在、助成対象に含まれておりません。

身体障害者手帳のない軽度・中等度難聴にも障害者総合支援法のルールを拡大し、障害程度による差や地域差がないように、全国で統一した支援制度を適用すべきです。

奈良県においては、国に対して、統一した支援制度を求めるとともに、聴覚障がいを持つ児童・生徒、その保護者にとって負担なく安心して過ごせるよう補聴器購入助成制度の改善をしていただきたく以下のとおり要望します。

記

- 1 補聴器購入助成制度の対象者について、記載内容を一側性難聴についても対象となる場合があることを明記すること。
- 2 購入助成対象の項目に補聴器を装用するための耳あて等や、補聴器の修理費を含めること。
- 3 クロス補聴器を購入助成対象とすること。

4 助成対象の要件から所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月18日

奈良県斑鳩町議会

以上を持ちまして、発議第3号 軽度・中等度聴覚障がい児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書についての提案説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号については、満場一致をもって可決されました。

本意見書は、関係機関に送付します。

なお、ただいまの発議第3号の可決により、陳情第2号 要望書については、採択されたものとみなします。

次に、日程4. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

次に、日程5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が

あります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いします。

ここでお諮りします。

皆様のお手元に配布しております、追加日程３．議会運営委員会の先進地視察について、追加日程４．研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程３および追加日程４を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程３．議会運営委員会の先進地視察についてを議題とします。

議会運営委員長から先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第１３０条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第１０条第１項の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認されました。

次に、追加日程４．研修会への参加派遣についてを議題とします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第１３０条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第１９条の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和6年第4回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてなど、17議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年も残すところ2週間となりました。年が明けましたら、令和7年、藤ノ木古墳の第一次調査から40年の節目の年となります。この40周年を契機に、藤ノ木古墳をはじめとする文化財の保護・活用と、景観、まちづくり、観光振興等に、総合的かつ一体的に取り組むことにより、住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思っていただける、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

現在、新年度予算の編成作業をすすめておりますが、限られた財源のなか、全体のバランスと将来を考え、職員と知恵を出し合いながら取り組んでまいりますので、更なるご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに、年の瀬も近づき、何かと気ぜわしい時期かと存じますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛のうえ、どうぞお健やかに新年をお迎えになられますようお祈りを申しあげまして、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（中川靖広君） これをもって、令和6年第4回斑鳩町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前10時23分 閉会）